

令和7年度

海津市留守家庭児童教室

ご利用案内



海津市健康福祉部
こども未来課

<留守家庭児童教室がめざす姿>



■子どもに寄り添う支援

子どもは一人ひとりがそれぞれに個性や特徴を持っています。留守家庭児童教室は、いま、子どもが頑張っていることや困っていることの把握に心掛け、フォローアップを行います。

■子どもが安心できる場所に

可能な限り、保護者や学校とのコミュニケーションを図り、子どもに関する相談や連絡、情報共有を大切にします。子どもとの信頼関係を築き、安心できる居場所となるよう取り組んでいます。

■放課後を楽しく過ごす

友達同士が仲良しになって生活できることは、より安心して生活することができます。友達と一緒に勉強する時間を設けたり、仲間遊びやモノづくりの機会を作るなど、放課後が楽しみになるような活動に努めています。

■令和6年10月から民間委託を開始しました

留守家庭児童教室の業務の一部を株式会社明日香に委託しています。

民間のノウハウを活用し、児童が楽しい時間を教室で過ごせるように努めています。

＜ 目 次 ＞

内 容	項
○留守家庭児童教室とは ○対象者 ○開設日及び開設時間等	4
○申請受付期間 ○申請受付場所 ○申請に必要なもの	5
○利用決定について ○負担金（利用料）について ○傷害保険（スポーツ保険）の加入について	6
○利用料の減免について ○利用料の納付方法	7
○負担金（利用料）の例	8
○ご利用中に必要な手続き ○教室の所在地及び連絡先	9
○相談窓口 ○利用の取消し ○教室の利用にあたって ○教室での過ごし方の注意	10
○土曜日・振替休業日・長期休業日のおやつについて	11
○緊急時の対応	12 13 14
○非常変災時における留守家庭児童教室について 【土曜日・振替休業日・長期休業日等の対応】	15
○海津市留守家庭児童教室利用申請時に必要なその他の添付書類	16
【申請書の書き方】留守家庭児童教室利用申請書兼児童台帳	17
【申請書の書き方】誓約書	18
【申請書の書き方】就労証明書	19

【留守家庭児童教室とは】

下校後（放課後）、土曜日、又は学校の長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）に、保護者の共働き等により留守家庭となる小学生について、自宅で留守番をすることが不安な家庭を対象に、保護者が帰宅するまでの間、学校等の安全な場所において集団で留守番をする教室です。教室には放課後児童支援員等が配置されており、教室での過ごし方や子どもの安全等を見守ります。

【対象者】

保護者が家庭外勤務等により、児童の帰宅時に不在（保護者の労働等で、おおむね午後3時半頃まで就労している）となる小学校1年生から4年生までの児童。

高学年（5・6年生）については、成長過程において段階的に留守番をすることができるようになるため、定員に空きのある教室に限って利用することが可能です。

【開設日及び開設時間等】

（1）開設日及び開設時間

- ・放課後（始業式・終業式を含む）・・・・・・・・・・下校時間から午後6時30分まで
- ・土曜日及び学校行事等で振替休業日になった時・・・午前7時30分から午後6時30分まで
- ・長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）・・・・・・・・午前7時30分から午後6時30分まで

※土曜日は、海津教室のみの開設となります。

※始業式・終業式は長期休業日には含まれません。

（2）休室日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② お盆休み：8月13日から8月15日まで
- ③ 年末年始：12月29日から翌年1月3日まで
- ④ その他、海津市こども未来課が必要と認めた日

（たとえば、次のような場合があります。）

- ・気象警報【暴風・大雨（浸水害、土砂災害）・洪水・暴風雪・大雪・津波】、震度5以上の地震発生及び地震警戒宣言が発令中又は発令される恐れがある場合
- ・利用している施設が、業者清掃日の場合または学校行事等で施設が利用できない場合（教室によって異なりますので、各教室よりお知らせします。）
- ・インフルエンザ等の感染症で学校の出席が停止された（閉鎖等）場合

【申請受付期間】

令和6年10月7日（月）から令和6年11月15日（金）まで
（ただし、土日祝日除く）

※受付期間終了後は、定員に空きのある場合において、随時受付します。
定員に空きがない場合は、待機となります。

【申請受付場所】

- ・ 海津市健康福祉部 こども未来課（海津市役所 東館2階）
- ・ 各留守家庭児童教室

【申請に必要なもの】

- ① 留守家庭児童教室利用申請書兼児童台帳（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第1号添付書類—2）
- ③ その他の添付書類（詳細は、16ページ参照）

保護者の勤務状況等により添付書類が変わります。

●常勤の方

→社会保険証の写しまたは就労証明書

●パートの方

→就労証明書

●土曜日の利用を希望する方

→土曜日の勤務について記載がある就労証明書

●事業主の方

→令和5年分の確定申告書の控えの写し

（令和6年分の確定申告後に申請書を提出される場合は、

2024年（令和6年）分の確定申告書の控えの写しを提出願います）

- ④ 口座振替依頼書

●利用料は、原則として口座振替をお願いします。

●令和7年3月7日（金）までに、ご希望の金融機関へ提出してください。

●現在ご利用されている方、きょうだいを利用されている方は必要ありません。

④を除き、①～③のすべての関係書類を提出された時点で利用申請の受付が完了となります。

【利用決定について】

- ① 定員を超えた教室については、低学年（1・2年生）の児童を最優先利用とします。次に中学年（3・4年生）の児童を優先利用とし、なお定員に空きがある場合においてのみ、高学年（5・6年生）の利用を決定します。
- ② 優先学年が同じ場合においては、完全な留守家庭児童を優先利用とし、次にひとり親家庭を優先利用とします。（祖父母等が家にいる子からお断りします。）
- ③ 同じ条件の場合は、勤務終了時間の遅い方を優先利用とします。
- ④ 高学年（5・6年生）については、当該教室における希望者全員の受け入れができない場合は、希望者全員についてお断りします。
- ⑤ 利用者が5人に満たない教室は、入室しますのでご利用できないことをご承知おきください。
- ⑥ 3月中旬頃までに利用決定通知書または却下通知書の送付をします。

（年度途中からの申込み）

定員に空きがある場合においての年度途中からの利用申込は、利用申請書等を利用希望月の**前月20日**までに申請受付窓口へ提出してください。21日以降の申込みの場合は、利用決定日以後の月途中からの利用となります。（負担金の日割りは行いません。）

【負担金（利用料）について】

- | | |
|------------------|------------|
| ① 放課後（月～金曜日）のみ | 4,000円（月額） |
| ② 放課後（月～金曜日）と土曜日 | 6,000円（月額） |
| ③ 土曜日のみ | 2,000円（月額） |
| ④ 長期休業（月～金曜日） | 4,000円（月額） |
| ⑤ 夏季休業加算 | 6,000円 |

夏季休業加算は、夏季休業の最初の利用月の利用料に加算されます。

- ・7月と8月に利用される方は、7月の利用料に加算されます。
- ・8月のみ利用される方は、8月の利用料に加算されます。

利用しない月の前月の末日までに「利用休止届」または「利用廃止届」の提出がない場合は利用料が発生します。

【傷害保険（スポーツ保険）の加入について】

- ① 利用申請されたすべての児童に加入していただきます。（年額800円：個人負担）
※掛け金は変更する場合があります。
- ② **令和7年4月30日（水）**に口座振替となります。（4月に利用されない方も同じです。）
※ただし、年度途中（4月1日以降）に利用申請をされた方は、4月に口座振替できないため、最初の利用月の負担金と一緒に口座振替させていただきます。
- ③ **利用決定通知書が届いた後に、利用を取りやめるなど、1度も利用がない場合であっても、保険料が発生します。**

【利用料の減免について】

- 利用料は、児童の世帯の所得状況等に応じて、利用料の一部或いは全額が免除されますので、利用料の減免を受けようとするときは申請してください。
- 減免が決定した月の翌月のご利用分から減額されます。
- ① 市民税が非課税の世帯は2分の1の額を減額

利用する月	申請時期及び必要書類
令和7年4月～ 令和7年6月	令和7年3月中旬頃までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)
令和7年7月～ 令和8年3月	令和7年6月中旬頃までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)

- ② 生活保護法に規定する生活扶助を受けている世帯は全額免除
 - ・負担金減免申請書(様式8号)
 - ・生活保護受給証明書: 社会福祉課で発行します。
- ③ 災害等により利用料を納入することが困難な世帯
- ④ その他特に市長が必要と認める世帯

【利用料の納付方法】

- ① 利用料は、原則として口座振替をお願いします。
- ② 利用した月の末日に指定口座から引き落としとなります。月末が休日に当たるときは、休日明けとなります。(原則として領収書は発行しません。)
- ③ 口座振替予定日

利用した月	引落日	利用した月	引落日
令和7年 4月	4月30日(水)	令和7年 10月	10月31日(金)
5月	6月 2日(月)	11月	12月 1日(月)
6月	6月30日(月)	12月	12月26日(金)
7月	7月31日(木)	令和8年 1月	2月 2日(月)
8月	9月 1日(月)	2月	3月 2日(月)
9月	9月30日(火)	3月	3月31日(火)

【負担金（利用料）の例】

<例①>

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	○	×	○	○	○	○	○	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	4,800	4,000	4,000	10,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

<例②>

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	×	×	○	○	○	○	○	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	4,800	—	—	10,000	4,000	—	—	—	4,000	4,000	—	4,000

<例③>

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	×	×	×	×	○	×	○	×

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	800	—	—	—	10,000	—	—	—	—	4,000	—	—

<例④>

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	○	○	○	○	○	×	×	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	6,800	6,000	6,000	12,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

【ご利用中に必要な手続き】

	どんなときに	連絡・提出先
①欠席の連絡	病気などの都合により教室を利用しないとき ・当日の8時までに「すぐーる」で欠席連絡をしていただくか、開設時間までに各留守家庭児童教室の携帯電話宛にショートメールで欠席連絡をしてください	ご利用の教室へ
②利用予定表	翌月に教室を利用するとき ・ご利用の教室へ取りに行き毎月20日頃までに利用予定表を提出してください	ご利用の教室へ
③利用休止届	年度の途中で、その月の利用をまったくしないとき ・前月末日までに利用休止届を提出してください ※1回も利用がない場合であっても、届出がないと利用料が発生します	こども未来課 または ご利用の教室へ
④利用開始届	休止届を提出している方で利用を再開するとき ・利用開始の前月の20日までに利用開始届を提出してください	こども未来課 または ご利用の教室へ
⑤利用廃止届	今後（令和8年3月まで）利用する見込みがないとき ・児童が市外の小学校に転校する場合は利用廃止届を提出してください ・廃止届提出後に利用を再開する場合は新規申込が必要になります	こども未来課 または ご利用の教室へ
⑥状況変更届	申請時との状況に変更が生じたとき ・市内で住所の変更、就労状況の変更等があった場合には、状況変更届を提出してください	こども未来課 または ご利用の教室へ

【教室の所在地及び連絡先】

教室	定員 (人)	開設場所	電話番号	備考
海津	160	海津小学校 南舎 1階 (4教室)	080-5944-8361 (海津①) 080-5944-8364 (海津②) 080-5944-8366 (海津③) 080-5944-8378 (海津④)	土曜日は 海津教室 のみ開設
今尾	45	今尾小学校 1階	080-5944-8395	
海西	35	海西小学校 1階	080-5944-8403	
下多度	35	下多度小学校 1階	080-5944-8405	
城山	55	城山小学校 体育館2階	080-5944-8407	
石津	70	石津小学校 特別棟2階	080-5944-8428	

【相談窓口】

相談窓口を設置します。お気軽に相談してください。

- 株式会社明日香 海津本部(海津留守家庭児童教室内) TEL：080 - 5944 - 8431
- 株式会社明日香 名古屋営業所 TEL：052 - 232 - 7715

※本事業は海津市が令和6年10月から「株式会社明日香」に委託しています。

【利用の取消し】

次の場合は利用を取り消すことがあります。

- ① 申請書類の内容が事実と異なる等、偽りその他の理由により、利用資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- ② 利用料の納入を怠り、督促してもなお2か月以上滞納したとき。
- ③ 留守家庭児童教室の集団活動に適さないと判断した場合。
- ④ その他教室の利用が不相当と判断した場合。

【教室の利用にあたって】

- ① お子さんに当日の留守家庭児童教室の利用有無をしっかりと伝えてください。
- ② 急病等緊急時には、利用時間中であっても早急にお子さんのお迎えをお願いします。
- ③ お弁当及び水筒の準備
給食のない日（始業式、終業式、振替休業日、土曜日及び長期休業日等）を利用される場合は、必ずお子さんにお弁当及び水筒を持たせてください。
- ④ お迎えは、お子さんの安全のため必ず保護者又は児童の家族（利用申請書兼児童台帳に記載の18歳以上の方）をお願いします。その際、本人確認の為、身分証明書等の提示を求められることがありますのでご了承ください。
- ⑤ 教室に遊び道具（ゲーム機等）の持ち込みはできません。
- ⑥ 必ず午後6時30分までにお迎えに来てください。

【教室での過ごし方の注意】

- ① 留守家庭児童教室は、集団で留守番をする「公の場」です。他の利用児童や放課後児童支援員等に迷惑となる行為（暴力的な言動、いじめ、嫌がらせ等）をした時には、利用をやめていただく場合があります。保護者からも事前にお子様へ注意等をお願いします。
- ② 開設時間において、放課後児童支援員等が「自主勉強の時間」、「遊びの時間」等を設けて、様子を見守ります。勉強は教えません。
- ③ 教室内の物品（机、おもちゃ、本等）は、公共の物なので大切に扱ってください。

【土曜日・振替休業日・長期休業日のおやつについて】

土曜日・振替休業日・長期休業日（登校日を含む）は留守家庭児童教室で過ごす時間が長い
ため、おやつの持ち込みが可能です。

ただし、おやつの時間以外のかばんから出さないようにしましょう。

食物アレルギー対策および感染症予防のため、

児童間のおやつの譲渡・交換は禁止とします。

また、**忘れてきた児童へ教室からのおやつの提供はありません**のでご了承ください。

◆ おやつの基準

- 1日あたり ① 50円分程度 ② 2種類まで
③ 個別包装のもの
- 小さめの袋に入れて、児童の氏名を記載
(※袋の材質は指定しませんが、食べ終わった後の
ごみをその袋に入れて持ち帰っていただきます)



◆ 持ってきてはいけないおやつ

- チョコレート・飴・ガム・アイスクリーム等、
気温で変形・変質するもの、要冷蔵・要冷凍のもの
- 消費期限・賞味期限が特定できない手作りのおやつ
(※食物アレルギー対策として持たせる場合は可。
室温での保管となります)
- 食べるためにスプーン等を必要とするもの
(容器入りのゼリー・プリン等)
(ひとくちサイズのもの可)



【緊急時の対応】

(1) 気象警報等の発令時

A. 午前11時時点で気象警報等が継続して発令されている場合

○留守家庭児童教室は休室となります。

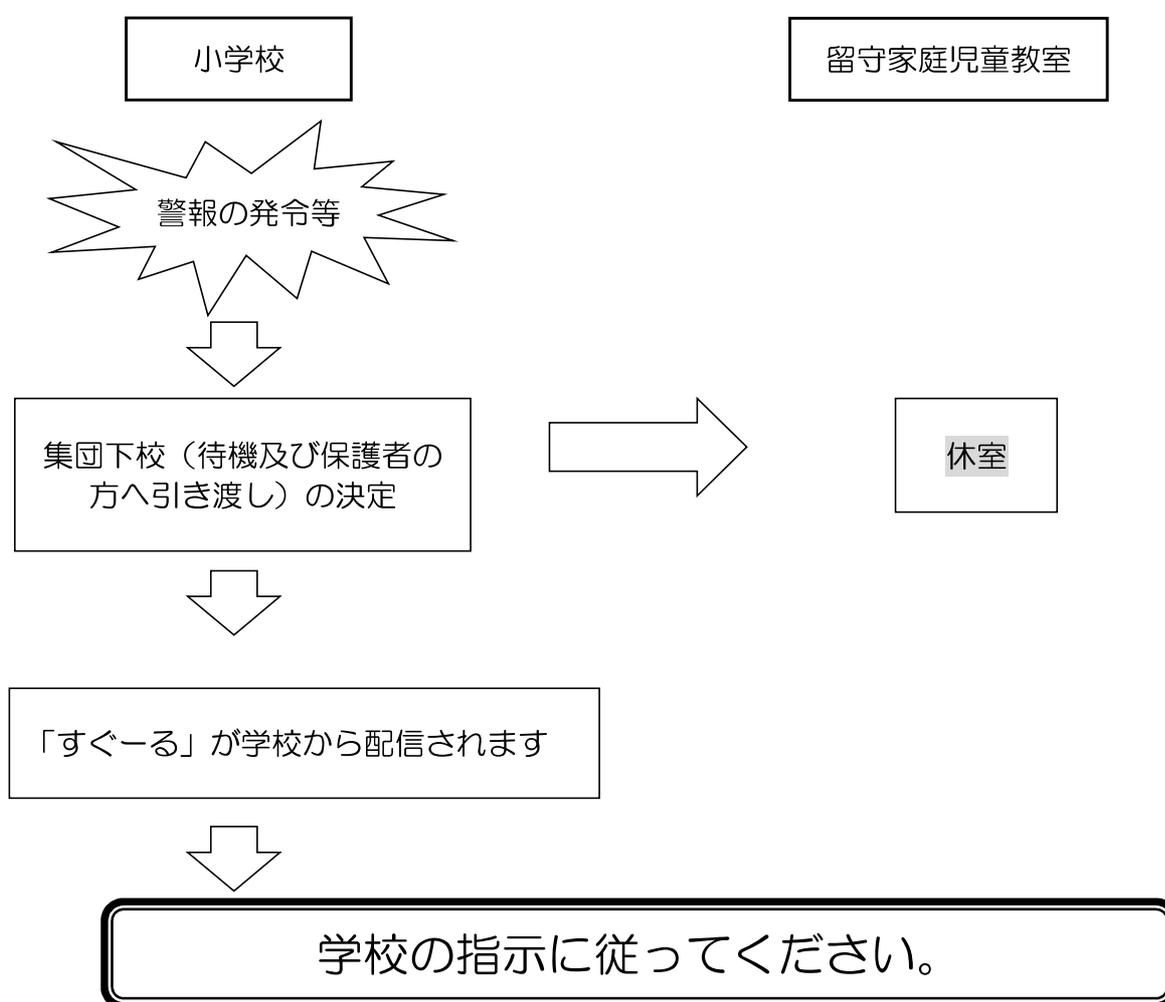
「すぐーる」にて連絡します。

B. 午前11時までにすべての気象警報等が解除された場合

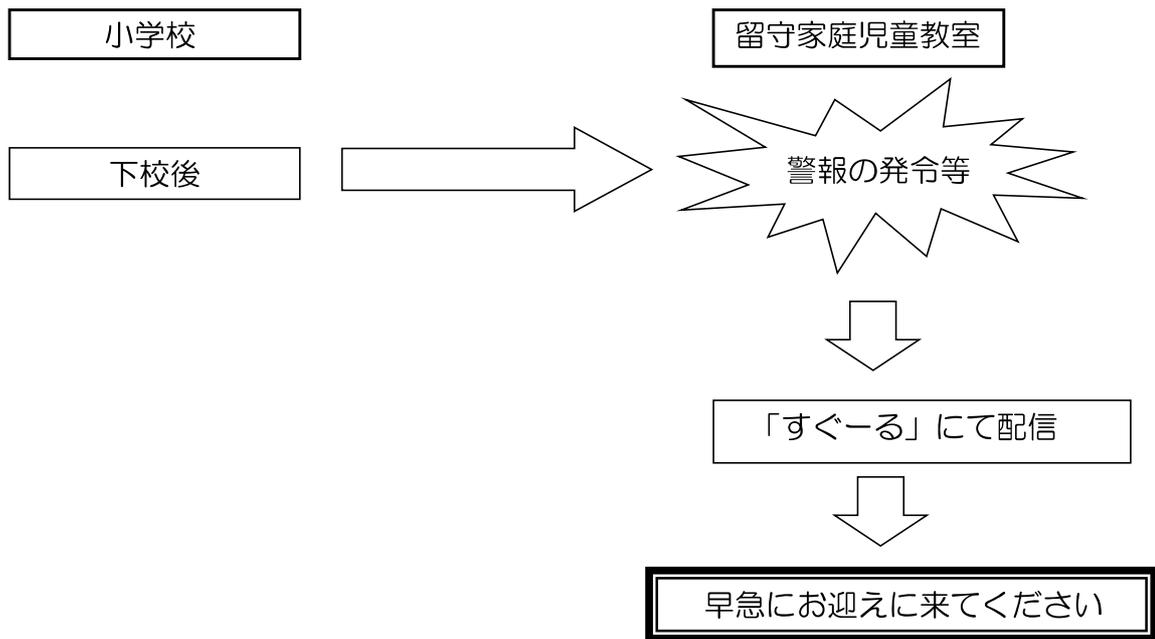
○学校の下校時刻に合わせて開室します。

C. 小学校授業時間帯(登校してから下校するまで)に下校となった場合

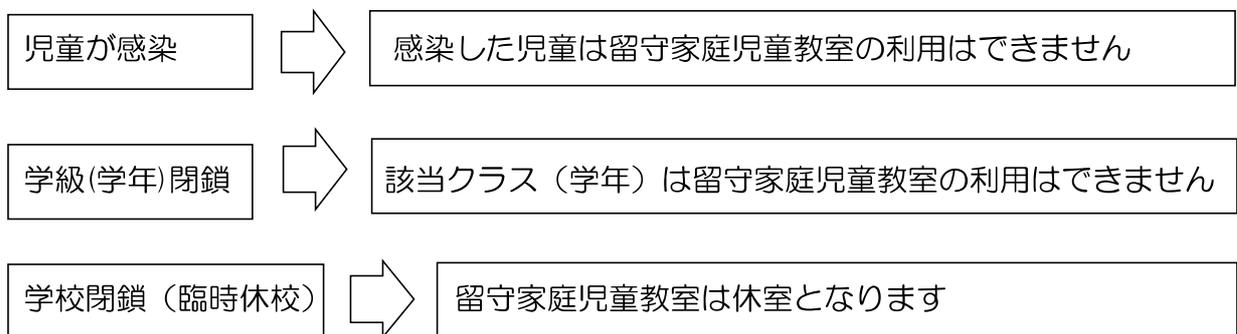
〔待機及び保護者の方への引き渡しとなった場合を含む〕



D. 留守家庭児童教室が開設している時間帯の場合



(2) インフルエンザ等の感染症発生時



※このほかに、留守家庭児童教室利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡することがありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いします。

※緊急時の連絡は、「すぐーる」にて配信します。
上記のとおりとならないこともありますので、
緊急時には「すぐーる」のご確認をお願いします。

(3) 熱中症特別警戒アラート発令時

令和6年4月から、従来の熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設され運用が開始しました。

これに伴い、熱中症特別警戒アラートが発令された場合、屋外等の活動は中止し、全ての児童、放課後児童支援員等が涼しい環境で過ごすことができるよう、留守家庭児童教室運営を行います。

また、熱中症対策のため、こまめな水分補給を適宜行います。

留守家庭児童教室における暑さ指数(WBGT)に基づく対応の目安は、以下のとおりとします。

暑さ指数 (WBGT)	留守家庭児童教室の対応の目安
	屋外等の活動(運動あそび等(グラウンド、体育館等))
◎岐阜県に熱中症特別警戒アラート発令の可能性ががあります	
危険 35℃以上	■中止 ・屋外等の活動は中止。教室内での活動(運動あそび等含む)に変更
◎岐阜県に熱中症警戒アラート発令の可能性ががあります	
危険 33℃以上	■中止 ・屋外等の活動は中止。教室内での活動(運動あそび等含む)に変更
危険 31℃以上	■原則、中止を検討 ・屋外等の活動は休止、延期又は教室内での活動(運動あそび等含む)への変更を検討
嚴重警戒 28~31℃	■原則、活動時間の短縮又は中止を検討 ・環境の状態を変化させる対応など
警戒 25~28℃	■積極的に休息 ・定期的な休憩を取り入れるなど
注意 21~25℃	■積極的な水分補給

■熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

- ・特定の日における岐阜県の情報提供地点23地点すべての暑さ指数(WBGT)が35℃以上と予測される場合、前日14時頃に発令されます。

■熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)

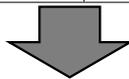
- ・特定の日における岐阜県の情報提供地点23地点いずれかの暑さ指数(WBGT)が33℃以上と予測される場合、前日17時頃、当日5時頃に発令されます。

非常変災時における留守家庭児童教室について

【土曜日・振替休業日・長期休業日等の対応】

1 開所前

悪天候時	地震発生時
・特別警報、気象警報〔暴風、大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風雪、大雪、（津波）〕が海津市に発表されているとき	・震度5以上の地震が発生しているとき ・南海トラフ地震の臨時情報によって、地震の発生が高まっていると判断されたとき



○午前6時の時点で上記の状態の場合 → 臨時閉所とします。

- ・気象警報が発表されていない場合や、震度5未満の地震の発生時であっても、道路の冠水や崩壊、家屋や樹木の倒壊など、危険が予想される場合には、家庭の判断でご利用を見合わせてください。
→ 利用を見合わせる場合は教室に連絡を入れてください。
- ・気象警報が発表されていなくても、海津市が台風の予想進路上にあり、今後、気象警報が発表されると考えられる場合には、臨時閉所することがあります。

2 開所後

悪天候時	地震発生時
・特別警報、気象警報〔暴風、大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風雪、大雪、（津波）〕が海津市に発表されたとき	・震度5以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震の臨時情報によって、地震の発生が高まっていると判断されたとき



○児童は教室内で待機し、原則、保護者または保護者の依頼を受けた責任者への引き渡しとします。

- ・気象警報が発表されていない場合や、震度5未満の地震が発生した場合でも、気象状況や、河川、道路の状況から判断し、引き渡しすることがあります。

※こども未来課から「すぐーる」でお知らせします。

海津市留守家庭児童教室利用申請時に必要なその他の添付書類

実施基準				添付書類	
番号	類型	細目	適用		
1	家庭外労働	外勤	常勤	企業等で正社員として常に勤務する者。	社会保険証の写しまたは就労証明書※
			パート	時給、日雇い等の雇用形態で、比較的労働時間が短い者及びその他の非正規就労者。	就労証明書
		自営	本人	居宅外の自営業で、主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専従者等	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事している者。	就労証明書
		農業	1日4時間以上 年間日数140日以上	日々農作業に従事している者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
2	家庭内労働	自営	本人	主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専従者等	主たる従事者に協力して従事している者。	就労証明書
3		18才以上の学生	修学中の者。	学生証の写しまたは在学証明書	
4		母の出産	出産前6週間、出産後8週間に限る。	出産予定日または出産日の分かるものの写し	
5	疾病・負傷等	自宅療養	入院	疾病等により、概ね1ヶ月以上入院している者。	医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し （施設の利用状況がわかるもの）
			常時臥床	疾病等により、概ね1ヶ月以上常時臥床している者。	
				精神、伝染病	
			自宅療養	医師が概ね1ヶ月以上加養（安静）を要すると診断した者。	
		通院	週3日以上	疾病は、比較的軽症であるが定期的に通院等を要する者。	
身体障害者等	1・2級	身体障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できる者で、その障がいの実態による。	身体障害者手帳の写し		
	3・4級				
6	病人の看護等	入院付添	概ね1ヶ月以上、家族の入院付添いにあたっている者。	医師の診断書（期間入りのもの）	
		居宅内看護	同居の家庭の長期居宅療養等の介護にあたっている者。	身体障害者手帳の写し	
		身体障害者看護	心身に障がいのある家族の介護、通園、通勤等にあたっている者。	医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し	
		老人の介護	同居の祖父母等、老人の介護にあたっている者。	—	
7	その他	市長の認める事情	市長が認める上記以外の事情。	—	

※土曜日の利用を希望する場合は、土曜日の勤務実態を記載した就労証明書が必要となります。

令和 **6**年**10**月**10**日

海津市長 宛て

保護者氏名	福祉 太郎
-------	--------------

留守家庭児童教室を利用したいので、海津市留守家庭児童教室条例施行規則第6条第1項の規定により、令和7年度の利用を申請します。

利用児童について	フリガナ	フクシ ミライ		生年月日	
	氏名	福祉 未来		平成 30 年 7 月 1 日	
	性別	小学校名		令和7年4月1日現在の学年	
	男・女	海津	小学校	第 1 学年	
	障害者手帳、療育手帳の有無	健康状態	性質	集団性	
	無 有（等級：）	良い ・普通・持病（）	内気・ 普通 ・活発	良い・ 普通 ・不慣	
	留意すべき事項（アレルギー等）	無・ 有 卵アレルギー			
(留意すべき事項が「有」の場合)	かかりつけ医	◇◇クリニック	電話番号	53-1526	

住所・緊急連絡	現住所	海津市海津町高須515番地				
	緊急連絡	フリガナ	フクシ ハナコ	電話番号	児童との続柄	優先順位
		氏名	福祉 花子	000-0000-0000	母	1
		フリガナ	カイヅ ヤスコ	電話番号	児童との続柄	優先順位
		氏名	海津 康子	000-0000-0000	祖母	2

令和7年4月1日 現在

区分	フリガナ 氏名	児童との続柄 電話番号	年齢	勤務先 (所在地)	雇用形態 勤務時間	帰宅時間
児童の家族	フクシ タロウ	父	30 歳	△△株式会社	正社員	19:00
	福祉 太郎	(△△△)△△△△ - △△△△		(岐阜 市 町・村)	8:00 から 17:00 まで	
	フクシ ハナコ	母	30 歳	〇〇株式会社	パート	16:45
	福祉 花子	(〇〇〇)〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		(海津 市 町・村)	8:30 から 16:30 まで	
	フクシ ケンタ	弟	4 歳	高須認定こども園		
	福祉 健太	()	-	(海津 市 町・村)		から まで
	カイヅ ヤスコ	祖母	55 歳			
	海津 康子	(〇〇〇)〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		(市・町・村)		から まで

同居・別居に関わらず、利用児童の送迎をされる方や、兄弟は記載をしてください。

児童の保護者(父母等)は就労証明書等の添付書類が必要です。

利用形態 ○・×	放課後月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み 7月 8月		冬休み 12月 1月		春休み 3月
	○	×	○	○	○	×	×	○

留守家庭児童教室の利用に関して、必要な情報を調査し、関係機関等と情報交換することに同意します。

令和 **6**年 **10**月 **10**日

保護者氏名 **福祉 太郎**

(様式第1号添付書類一2)

誓 約 書

この度、留守家庭児童教室の利用申請を行うに当たり、利用決定を受けた後は、関係法令、海津市留守家庭児童教室条例及び海津市留守家庭児童教室条例施行規則並びに下記の事項を遵守し、市並びに教室運営の受託事業者、支援員及び補助員等の責任は問わないことをお約束し、誓約書を提出します。

記

- 1 児童が利用する教室であり、利用児童の容体が急変し、その旨の連絡を受けたときは、必要な指示をするとともに、至急教室に出向くこと。
- 2 善意と解せる行為が不慮の事故になった場合は、関係者に異議を申さないこと。
- 3 利用予定日に欠席する場合は、指定された時間内に教室に連絡すること。
- 4 利用児童の送迎は、時間厳守の上保護者等同居家族の責任において行うこと。勤務等の都合により、やむを得ず他の家族等が送迎するときは、必ず事前に支援員にその旨を連絡するとともに、送迎を行う他の家族等に身分を証明できるものを携行させること。
- 5 感染症（インフルエンザ、百日咳、はしか等）等の疾患で小学校への出席が停止された場合は、教室も欠席すること。

令和 **6**年 **10**月 **10**日

(保 護 者)

住所 海津市**海津町高須515番地**

氏名 **福 社 太 郎**

海津市長 宛て

就労証明書

海津市長 宛

証明日 西暦 **2024** 年 **10** 月 **7** 日

事業所名 **〇〇株式会社**

代表者名 **岐阜 太郎**

所在地 **海津市南濃町田鶴〇〇〇番地〇**

電話番号 **0584 - 56 - 〇〇〇〇**

担当者名 **平田 花子**

記載者連絡先 **0584 - 56 - 〇〇〇〇**

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ 本人氏名	フクシ ハナコ 福祉 花子 生年月日 1994 年 9 月 24 日
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 同上 住所 同上
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
6	就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 112 時間 0 分 (うち休憩時間 60 分) 一月当たりの就労日数 月間 16 日 一週当たりの就労日数 週間 4 日 平日 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		就労時間 (変則就労の場合) 合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む 年月 2024 年 7 月 年月 2024 年 8 月 年月 2024 年 9 月 16 日/月 112 時間/月 14 日/月 98 時間/月 15 日/月 107 時間/月
		産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input checked="" type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input checked="" type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
14	備考欄	

産前・産後休業、
育児休業、
産休・育休以外の休業、
育児のための短時間勤務制度
を取得予定・取得中の場合は、
取得期間等の記入をお願いします。

復職予定の場合は、
復職日の記入をお願いします。

追加的記載項目欄



■利用決定や料金の引き落とし等に関することは、

海津市健康福祉部 こども未来課

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地
TEL 0584-53-1526 FAX 0584-53-1569
E-mail kodomomirai@city.kaizu.lg.jp

■上記以外に関することは、

株式会社 明日香

●海津本部

海津留守家庭児童教室内
TEL:080-5944-8431

●名古屋営業所

名古屋市中区丸の内二丁目 2 番 28 号 5F
TEL:052-232-7715

本事業は海津市が令和 6 年 10 月から「株式会社明日香」に業務を委託し実施しています。